

国立大学法人東京農工大学農学府・農学部運営規則の一部改正

国立大学法人東京農工大学農学府・農学部運営規則を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>国立大学法人東京農工大学農学府・農学部運営規則</p> <p>平成 16 年 4 月 7 日</p> <p>16 農 経教 規則第 1 号</p> <p>第 1 条～第 5 条 省略</p> <p>(運営委員会)</p> <p>第 6 条 学府及び学部に置く運営委員会（以下「運営委員会」という。）は、次の各号に掲げる事項を審議する。</p> <p>1～2 省略</p> <p>3 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>一 学府長又は学部長</p> <p>二 学府副府長又は農学部副部長</p> <p>三 <u>共生科学技術研究院の評議員</u></p> <p>四 専攻長又は学科長</p> <p>五 府中地区総務チームリーダー</p> <p>六 連合農学研究科</p> <p>七 第 9 条第 2 項に規定する施設長</p> <p>八 その他学府長又は学部長が必要と認めた者その他学府長又は学部長が必要と認めた者</p> <p>4～11 省略</p> <p>第 7 条～第 10 条 省略</p> <p>附 則 省略</p>	<p>第 1 条～第 5 条 省略（現行どおり）</p> <p>(運営委員会)</p> <p>第 6 条 学府及び学部に置く運営委員会（以下「運営委員会」という。）は、次の各号に掲げる事項を審議する。</p> <p>1～2 省略（現行どおり）</p> <p>3 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>一 学府長又は学部長</p> <p>二 学府副府長又は農学部副部長</p> <p>三 <u>農学研究院の評議員</u>（学府を兼務する者に限る。）</p> <p>四 専攻長又は学科長</p> <p>五 府中地区総務チームリーダー</p> <p>六 連合農学研究科</p> <p>七 第 9 条第 2 項に規定する施設長</p> <p>八 その他学府長又は学部長が必要と認めた者その他学府長又は学部長が必要と認めた者</p> <p>4～11 省略（現行どおり）</p> <p>第 7 条～第 10 条 省略（現行どおり）</p> <p>附 則 省略（現行どおり）</p>	

附 則（22 農規則第 号）

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。